

別表六の二(二) 「連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の15(連結事業年度における外国税額の控除)又は措置法第68条の91(特定外国子会社等に係る外国税額の控除)若しくは第68条の93の7(特定外国法人に係る外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

- (1) この明細書を記載する場合には、その記載に先立って各連結法人ごとに別表六の二(二)付表の右欄の「当期の個別国外所得の金額の計算」のうち「国外の当期利益又は当期欠損の額 15」並びに「加算」及び「減算」の各欄(「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額の個別帰属額 17」並びに寄附金の損金不算入額の個別帰属額など連結グループで損金不算入額の計算を行うものを除きます。)の記載をする必要があります。
- (2) この明細書の記載の順序は、次の①から④の順に記載します。
 - ① 「当期の連結国外所得の金額の計算」の各欄については、各連結法人の別表六の二(二)付表の右欄「当期の個別国外所得の金額の計算」の各欄(①に掲げる各欄)の金額の合計額をそれぞれ該当する欄に記載します。
 - ② 「交際費等の損金不算入額 20」を記載し、また、寄附金の損金不算入額の個別帰属額など連結グループで損金不算入額の計算を行うものについて区分及び金額を記載します(これらの金額につき各連結法人に帰属する金額を各連結法人の別表六の二(二)付表の右欄の「当期の個別国外所得の金額の計算」の各欄に記載します。)
 - ③ 「当期の連結法人税額 1」から「連結控除限度額 16」までの各欄を記載します(この「連結控除限度額 16」の金額を各連結法人の別表六の二(二)付表の「当期の連結控除限度額 2」に記載します。)
 - ④ 「当期に控除できる金額 17」に各連結法人の別表六の二(二)付表の「計 13」の金額の合計額を記載します。

3 添付書類

この明細書には、個別控除対象外国法人税額を課されたことを証する書類その他規則第37条の6各号(外国税額控除を受けるための書類)に定める書類又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第10条第1項(みなし外国税額の控除の申告手続)に定めるみなし外国税額控除の適用を受けることができる旨を証する書類を添付します。

この場合、その添付に当たっては、できるだけ次の法人に係るものはそれぞれ次によることとしてください。

- (1) 連結親法人……連結確定申告書に添付する当該連結親法人の個別帰属額に関する明細書に添付します。
- (2) 連結子法人……当該連結子法人が本店等所在地の税務署長に提出する個別帰属額等の届出書に添付します。

なお、連結確定申告書のこの明細書の下部余白には、これらの書類を個別帰属額等の届出書に添付した旨を記載してください。

4 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結国外所得金額の限度額の計算」のうち 「$(7) \times \frac{\text{各連結法人の国外使用人の総数(人)}}{\text{各連結法人の使用人の総数(人)}} \times 10$」	算式の分母分子の(人)の空欄には、各連結法人の使用人の総数及び各連結法人の国外使用人の総数をそれぞれ記載します。	使用人兼務役員は分母分子の使用人に含まれません。 いわゆる駐在員事務所等で国外事業所等に該当しない施設に就労する使用人は、分子の国外使用人に含まれません。
「限度額の計算の特例の適用がある場合」の各欄	令第155条の29(「連結控除限度額の計算の特例」)の規定を受ける場合(「各連結法人が納付した個別控除対象外国法人税額の合計額11」の金額が「計7」の金額の100分の50を超える場合)に記載します。	
「当期の連結国外所得の金額の計算」のうち「各連結法人の国外の当期利益又は当期欠損の額の合計額18」並びに「加算」及び「減算」の各欄(「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額20」を除きます。)	各連結法人ごとに記載した別表六の二(二)付表の該当する各欄を集計し、その集計した金額を記載します。	寄附金の損金不算入額など連結法人ごとではなく連結グループで損金不算入額の算出を行うものについては、「交際費等の損金不算入額20」の記載欄を参考にしてください。
「交際費等の損金不算入額20」	別表十五の二の「損金不算入額4」の金額に同表の「支出交際費等の額の合計額1」のうちに各連結法人の国外業務に係る交際費等の額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額を記載します。	

5 根拠条文

法81の15、令第155の27～155の41、規則37の5～37の7